都道府県名 徳島県 市区町村名 徳島市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
- ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把握している数値</u>を回答していただくものです。
- ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1) ~ (3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)							
区分	中 114人 65			左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分				
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、甲告特例控除額 (円)	
市町村民税	2, 229	240, 192, 692	101, 333, 695	639	34, 615, 700	19, 680, 586	3, 507, 795	
道府県民税	2, 229	240, 192, 692	67, 556, 027	639	34, 615, 700	13, 120, 396	2, 338, 530	

区分	7第1項第2号	をの2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	254	6, 662, 651	357, 793	214	66, 132, 716	3, 927, 392	
道府県民税	254	6, 662, 651	238, 355	215	66, 142, 716	2, 618, 582	

	3つのうちいずれか2以上に該当するもの				左の内訳					
区分				『道府県、市町村、特別区に 共同募金、日本赤十字社に対 が 対する寄附金 する寄附金		条例で定める	条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	90	24, 810, 887	6, 991, 583	68	19, 296, 017	53	1, 142, 870	62	4, 372, 000	
道府県民税	90	24, 870, 887	4, 662, 787	68	19, 296, 017	53	1, 142, 870	62	4, 432, 000	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	2, 787	337, 798, 946	112, 610, 463				
道府県民税	2, 788	337, 868, 946	75, 075, 751				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,592 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

納税義務者(申告特例申請者)は給与特徴のため、課税地がどこかの意識に乏しく、寄附金控除に係る申告特例申請書の住所欄を、住登外課税される(住民登録地外を年末調整等で申告している)にもかかわらず、住民登録地を記載してくる場合がある。この場合、附則第7条第6項第4号及び第13項第4号に該当し、申告特例申請が適用されないため、申請書に住所の記載については説明を加える等、考慮が必要ではないかと考える。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 徳島県 市区町村名 鳴門市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分	区分 人数(人) 寄附金額 (円)		(相以旦川	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分					
				控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	341	27, 966, 649	12, 506, 004	114	6, 565, 999	3, 708, 664	591, 393		
	道府県民税	341	27, 966, 649	8, 337, 397	114	6, 565, 999	2, 472, 480	394, 280		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	
市町村民税	11	8, 156, 587	488, 076	46	957, 050	51, 904	
道府県民税	11	8, 156, 587	325, 384	46	957, 050	34, 603	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの							
区分					左の内訳 都道府県、市町村、特別区に 共同募金、日本赤十字社に対 条例で定めるものに対す					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	- XTする 人数 (人)	寄附金 寄附金額 (円)	り る f 人数 (人)	寄附金 寄附金額 (円)	人数 (人)	金 寄附金額 (円)	
市町村民税	11				660,000		213, 700		176, 000	
117-17-17-17-17-1	- 11	1, 040, 100	210, 330	3	000, 000		210, 100	-	110,000	
道府県民税	11	1, 049, 700	184, 664	9	660, 000	9	213, 700	4	176, 000	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	409	38, 129, 986	13, 322, 979				
道府県民税	409	38, 129, 986	8, 882, 048				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

114 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特例制度を利用するか否かによって、最終的な控除額が変わる人がいることに不公平感がある。また、同制度を利用しながら確定申告を行ったことで特例が無効になる例、本人ではなく(所得のない)配偶者名義で寄附をしている例が若干ながら見受けられ、同制度の注意点について一層の周知が必要と感じる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

ワンストップ特例制度に関しては、特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

「いくらまで寄附をすれば無駄なく控除を受けられるか」という問い合わせが相次いでいるが、当年の所得等が確定しない限り正確な計算はできないため、対応に苦慮している。また、この発想そのものが「寄附」のあり方に沿わないのではないかと疑問である。加えて、寄附される金額と税額から控除される金額がその時の流行によって大きく左右されることから、財源の不安定化が懸念される。

都道府県名 徳島県 市区町村名 小松島市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Γ	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの										
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分				左の)うち、ふるさ ⁸	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分			
		人数(人) 寄附金額 (円)		控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
ī	市町村民税	193	16, 005, 470	6, 406, 958	56	2, 406, 000	1, 327, 212	192, 360			
ì	道府県民税	193	16, 005, 470	4, 271, 305	56	2, 406, 000	884, 808	128, 240			

区分		の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	22	167, 750	7, 932	7	1, 142, 000	67, 680	
道府県民税	22	167, 750	5, 288	7	1, 142, 000	45, 120	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
						左位	の内訳		
区分	分			万村、特別区に 寄附金	共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	10	2, 993, 200	951, 593	7	2, 655, 000	7	135, 200	6	203, 000
道府県民税	10	2, 993, 200	634, 395	7	2, 655, 000	7	135, 200	6	203, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	232	20, 308, 420	7, 434, 163				
道府県民税	232	20, 308, 420	4, 956, 108				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

164 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県4 徳島県 市区町村名 阿南市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。

※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把握している数値</u>を回答していただくものです。

※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県 民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が 「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。

- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第3	1号に規定する書 する寄附金)	F附金に係るもの			
区分	人数 寄附金額 (八) (円)			Ź	生のうち、ふるさ	さと納税ワンスト	トップ特例制度適用分
			控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	293	29, 402, 791	12, 050, 910	94	2, 546, 400	2, 401, 510	356, 381
道府県民税	293	29, 402, 791	8, 033, 996	94	2, 546, 400	1, 601, 034	237, 586

区分		第37条の2第1耳 第1項第2号に規定 係るもの 「金、日本赤十字 金)		地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号 又は第314条の7第1項第3号及び第4号に 規定する寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	19	552, 000	30, 570	20	978, 700	56, 262	
道府県民税	19	552, 000	20, 380	20	978, 700	37, 508	

	3つのうち	いずれか2以上に	こ該当するもの		左の内訳					
区分			都道府県、市町村、特別 区に対する寄附金 共同募金、日本赤十字社に する寄附金			† 条例で定めるものに対する寄附 金				
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	17	18, 683, 300	1, 195, 577	9	13, 330, 800	15	62, 100	11	5, 290, 400	
道府県民税	17	18, 683, 300	797, 053	9	13, 330, 800	15	62, 100	11	5, 290, 400	

	合計					
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)			
市町村民税	349	49, 616, 791	13, 333, 319			
道府県民税	349	49, 616, 791	8, 888, 937			

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

94 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

確定申告が不要な給与所得者が特例の対象であることの理解が得られていないと感じた。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 徳島県 市区町村名 吉野川市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分	人数 (人) 寄附金額 (円)			左0)うち、ふるさと	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
				控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	170	18, 882, 434	7, 604, 390	55	2, 843, 000	1, 607, 534	240, 735		
	道府県民税	170	18, 882, 434	5, 069, 627	55	2, 843, 000	1, 071, 707	160, 499		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附: 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	14	239, 936	12, 717	14	1, 328, 690	78, 042	
道府県民税	14	239, 936	8, 478	14	1, 328, 690	52, 028	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳						
区分 都道府県、市町村、特別区 対する寄附金						共同募金、日本	本赤十字社に対 寄附金	条例で定める	ものに対する寄附金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	13	1, 467, 200	402, 737	10	944, 000	11	276, 900	8	246, 300		
道府県民税	13	1, 467, 200	268, 493	10	944, 000	11	276, 900	8	246, 300		

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	211	21, 918, 260	8, 097, 886				
道府県民税	211	21, 918, 260	5, 398, 626				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

117 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

地方税確保の観点から、年末調整での対応を可能にし、納税者の負担になることなく所得税と住民税双方に反映させるようにしてもらいたい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

無し

<Ⅲ. その他>

都道府県名 徳島県 市区町村名 阿波市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分				左0	oうち、ふるさる	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
	人数(人) 寄附金(円)		控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
市町村民税	96	7, 339, 000	3, 022, 588	26	1, 130, 000	636, 292	91, 888		
道府県民税	96	7, 339, 000	2, 015, 065	26	1, 130, 000	424, 201	61, 265		

区分		に規定する寄附	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	32	487, 000	25, 380	3	137, 000	7, 860
道府県民税	32	487, 000	16, 920	5	247, 000	9, 480

	3つのうちい	ずれか2以上に言	亥当するもの			4-	n 4-3n		
区分					町村、特別区に 寄附金	共同募金、日本	の内訳 本赤十字社に対 寄附金	条例で定める	も <i>の</i> に対する寄附 金
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	4	314, 000	132, 876	4	284, 000	3	30, 000	0	0
道府県民税	4	324, 000	88, 984	4	284, 000	3	30,000	1	10, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	135	8, 277, 000	3, 188, 704				
道府県民税	137	8, 397, 000	2, 130, 449				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

46 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用しているにもかかわらず、確定申告をした者がいる

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 徳島県 市区町村名 美馬市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左の) うち、ふるさ <i>も</i>	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	55	4, 982, 050	2, 142, 685	13	694, 000	400, 813	65, 421		
	道府県民税	55	4, 982, 050	1, 428, 464	13	694, 000	267, 213	43, 901		

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	5	165, 000	9, 300	5	97, 000	3, 240
道府県民税	5	165, 000	6, 200	9	143, 000	3, 680

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			左 (の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	2	330, 500	131, 619	2	329, 000	2	1, 500		
道府県民税	2	332, 200	87, 815	2	329, 000	2	1,500	1	1, 700

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	67	5, 574, 550	2, 286, 844					
道府県民税	71	5, 622, 250	1, 526, 159					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

13 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例を申請していても確定申告をしたため無効になる例があり、注意事項が十分理解 されていない場合がある。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 徳島県 市区町村名 三好市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(11:72-7)				ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	45	5, 252, 110	1, 734, 375	23	1, 025, 000	576, 835	81, 757				
	道府県民税	45	5, 252, 110	1, 156, 255	23	1, 025, 000	384, 563	54, 508				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	30	5, 898, 800	359, 587	8	691, 000	107, 990
道府県民税	30	5, 898, 800	239, 725	9	711, 500	79, 634

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	を当するもの						
) 4 0 0 1 0 1 <u>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>	A			左位	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	5	638, 600	54, 110	3	55, 000	4	54, 600	3	529, 000
道府県民税	6	640, 600	36, 074	3	55, 000	5	55, 600	4	530, 000

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	88	12, 480, 510	2, 256, 062					
道府県民税	90	12, 503, 010	1, 511, 688					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

49 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

控除額の計算に明確な規定を設けていただきたい。特に復興所得税の影響で小数点が発生し、その切上 げ切捨てを行うタイミングによって税額が変わってくる方がいるが、どの時点で行うかの明確な規定が ないので、規定を案内していただきたい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 徳島県 市区町村名 勝浦町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左の)うち、ふるさと	: 納税ワンスト;	ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	13	1, 433, 750	356, 254	6	325, 000	187, 806	35, 533			
	道府県民税	13	1, 433, 750	237, 504	6	325, 000	125, 206	23, 691			

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	11	84, 000	3, 720	6	455, 000	2, 760	
道府県民税	11	84, 000	2, 480	6	455, 000	1, 840	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			±	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	2	132, 000	0	0	0	2	10, 000	2	122, 000
道府県民税	2	132, 000	0	0	0	2	10,000	2	122, 000

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	32	2, 104, 750	362, 734					
道府県民税	32	2, 104, 750	241, 824					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

18 件

3.	ふるさと納税ワンストップ特例制度について、	平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について
記入	してください。	

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務 から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 徳島県 市区町村名 上勝町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第	37条の2第1項第1	1号又は第314条	の7第1項第1号に	規定する寄附金	全に係るもの
				(都道府	5県、市町村、特	寺別区に対する?	寄附金)	
	区分	キガン 48			左0)うち、ふるさ	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
	市町村民税	6	460,000	179, 532	1	40, 000	22, 801	2, 328
	道府県民税	6	460, 000	119, 688	1	40, 000	15, 201	1, 552

区分	7第1項第2号	©2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税							
道府県民税							

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの	左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税									
道府県民税									

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	6	460,000	179, 532					
道府県民税	6	460,000	119, 688					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

4 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

自庁システムに於いては、ワンストップ特例制度の方が、課税の際、入力の手間が省けるように思う。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 徳島県 市区町村名 佐那河内村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0) うち、ふるさ <i>も</i>	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
Г	市町村民税	1	20,000	10, 260	0	0	0	0			
ì	道府県民税	1	20, 000	6, 840	0	0	0	0			

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	0	0	0	2	100, 000	5, 760	
道府県民税	0	0	0	2	100, 000	3, 840	

	3つのうちい	ずれか2以上に፤	亥当するもの	左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	3	120, 000	16, 020				
道府県民税	3	120, 000	10, 680				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

今年度は0件であったが、サラリーマンにとっては、申告の必要が無いため、手間がかからず控除を受けられることが良いと感じる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税での納税額と経費や商品代等を含めたマイナス分との差額が不明であるが,実質の自主財源が増えているのであれば,メリットがあると思われる。この収入でどのような事業を行い住民に還元するのかが課題であると思われる。

都道府県名 徳島県 市区町村名 石井町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(117,27)				ップ特例制度適用分				
		Λ ΔΩΤ (Λ)	寄附金額 (円)	(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	118	12, 506, 000	5, 348, 206	31	1, 759, 000	1, 008, 094	206, 276				
	道府県民税	118	12, 506, 000	3, 565, 493	31	1, 759, 000	672, 072	137, 522				

区分		の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	22	178, 330	7, 760	9	172, 000	9, 120	
道府県民税	22	178, 330	5, 240	9	172, 000	6, 080	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	10	1, 543, 700	263, 915	5	560, 000	9	173, 700	7	810, 000		
道府県民税	10	1, 543, 700	175, 943	5	560, 000	9	173, 700	7	810, 000		

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	159	14, 400, 030	5, 629, 001					
道府県民税	159	14, 400, 030	3, 752, 756					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

80 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

とくになし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

とくになし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

とくになし

都道府県名 徳島県 市区町村名 神山町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第3	37条の2第1項第1	号又は第314条の	の7第1項第1号に	二規定する寄附金	全に係るもの					
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)											
	区分				左の)うち、ふるさる	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分					
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)					
i	市町村民税	7	608, 455	160, 684	3	70, 000	38, 403	3, 126					
j	道府県民税	7	608, 455	107, 125	3	70,000	25, 603	2, 084					

区分		の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	4	5, 200	0	3	113, 000	540	
道府県民税	4	5, 200	0	3	113, 000	360	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	3	12, 100	393	0	0	3	3, 100	3	9, 000		
道府県民税	3	12, 100	262	0	0	3	3, 100	3	9, 000		

		合計	
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	17	738, 755	161, 617
道府県民税	17	738, 755	107, 747

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 徳島県 市区町村名 那賀町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第3	37条の2第1項第1	号又は第314条の	の7第1項第1号に	二規定する寄附金	全に係るもの				
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
	区分				左0)うち、ふるさ	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	14	2, 159, 000	482, 087	3	170, 000	98, 403	18, 441				
	道府県民税	14	2, 159, 000	321, 273	3	170, 000	65, 603	12, 295				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附: 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	1	10, 000	480	3	264, 000	15, 480	
道府県民税	1	10, 000	320	1	6,000	160	

	3つのうちい	ずれか2以上に	亥当するもの						
						左	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	(
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	18	2, 433, 000	498, 047					
道府県民税	16	2, 175, 000	321, 753					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

5 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

対象者が少数のため混乱はなかった。確定申告に比べ、市町村税の税収の減収になるのが懸念される。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特にありませんでした。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

自治体同士の競争となっている。努力しても魅力ある返礼品を用意出来ない自治体は税収が減るばかりなのが検討課題だと思う。

都道府県名 徳島県 市区町村名 牟岐町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第3	37条の2第1項第1	1号又は第314条の	の7第1項第1号に	- 規定する寄附金	全に係るもの				
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
	区分				左0)うち、ふるさ <i>も</i>	: 納税ワンスト:	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	8	1, 831, 500	406, 041	1	30, 000	15, 623	791				
	道府県民税	8	1, 831, 500	270, 695	1	30, 000	10, 416	528				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	1	22, 000	1, 200	0	0	0	
道府県民税	1	22, 000	800	0	0	0	

	3つのうちい	ずれか2以上に記	亥当するもの		左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	9	1, 853, 500	407, 241				
道府県民税	9	1, 853, 500	271, 495				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

3 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

なし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

なし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

なし

都道府県名 徳島県 市区町村名 美波町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第3	37条の2第1項第1 (都道所	 号又は第314条の 号県、市町村、特			全に係るもの
区分			(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	10	420,000	178, 385	1	10, 000	4, 800	981
道府県民税	10 420,000		118, 925	1	10, 000	3, 200	654

区分		の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	8	157, 200	27, 660	4	140, 000	2, 040
道府県民税	8	157, 200	18, 440	7	190, 000	3, 120

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			左	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	1	40, 500	18, 894	1	40, 000	1	500	0	0
道府県民税	1	40, 500	12, 596	1	40,000	1	500	0	0

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	23	757, 700	226, 979				
道府県民税	26	807, 700	153, 081				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

ワンストップ特例を申請された方の中で、住民税の寄附金控除額が、寄附額から基礎控除2,000円を差し引いただけの方が居たり、そうでない方が居たりと、控除額にばらつきがある理由が分からず、公平で無いと住民の方から意見をいただいた。対応として、確定申告された方の寄附金控除額は、住民税100%ではなく、所得税と住民税を併せて100%になるため、住民税だけで判断した場合に差額があるように見えてしまうとの回答をした。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 徳島県 市区町村名 海陽町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
- ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把握している数値</u>を回答していただくものです。
- ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1) ~ (3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分			控除額(円)	が 大切 大切 (に対する 可的 並) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分						
	人数(人)	寄附金額 (円)		人数(人)	寄附金額(円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
市町村民税	10	510, 368	242, 633	5	200, 000	99, 730	12, 058			
道府県民税	10	510, 368	161, 757	5	200, 000	66, 488	8, 038			

区分	の7第1項第2号	条の2第1項第2 に規定する寄降 日本赤十字に対	付金に係るもの	314条の7第1項	条の2第1項第3号及3 第3号及び第4号に対 に係るもの 定めるものに対する	見定する寄附金
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	1	3, 200	72	1	10,000	480
道府県民税	1	3, 200	48	1	10,000	320

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの :								
	0 - 1,7 , 3,1) 40% <u>1</u> 0, <u>1</u> 1	X 1 / 2 0 · ·		左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に対 する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	1	335, 000	130, 793	1	330, 000	1	5, 000				
道府県民税	1	335, 000	87, 195	1	330, 000	1	5, 000				

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	13	858, 568	373, 978				
道府県民税	13	858, 568	249, 320				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

15 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、	平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記
入してください。	

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 徳島県 市区町村名 松茂町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第3	37条の2第1項第1 (都道所		の7第1項第1号に 特別区に対する領		とに係るもの
区分				左の)うち、ふるさと	: 納税ワンスト;	ップ特例制度適用分
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	113	9, 839, 600	3, 058, 668	38	2, 059, 000	1, 175, 688	201, 701
道府県民税	113	9, 839, 600	2, 039, 127	38	2, 059, 000	783, 804	134, 473

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	11	101, 320	4, 826	9	1, 018, 000	60, 480	
道府県民税	11	101, 320	3, 217	9	1, 069, 000	42, 040	

区分	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		**		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	6	501, 200	216, 411	4	481, 000	6	17, 200	2	3, 000
道府県民税	6	504, 700	144, 414	4	481,000	6	17, 200	2	6, 500

	合計					
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)			
市町村民税	139	11, 460, 120	3, 340, 385			
道府県民税	139	11, 514, 620	2, 228, 798			

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

121 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

納税義務者に手間をかけず、税額計算に反映させることが可能であり、ふるさと納税対象者の税額控除適用漏れを防ぐことができた。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

国税と地方税の合計減税額とふるさと納税額との比較をしたいとの要望が多かった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

当該制度を続けてほしい。

都道府県名 徳島県 市区町村名 北島町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(4,1-2)		左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分						
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	175	15, 818, 350	6, 705, 663	50	1, 975, 000	1, 091, 273	171, 852				
	道府県民税	175	15, 818, 350	4, 470, 468	50	1, 975, 000	727, 531	114, 574				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	5	424, 000	24, 840	0	0	0	
道府県民税	5	424, 000	16, 560	15	990, 400	24, 824	

	3つのうちい	ずれか2以上に言	亥当するもの	左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	8	1, 116, 300	301, 283	4	687, 000	6	429, 300	0	0
道府県民税	8	1, 197, 400	204, 076	4	687, 000	6	429, 300	7	81, 100

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	188	17, 358, 650	7, 031, 786				
道府県民税	203	18, 430, 150	4, 715, 928				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

117 件

- 3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。
- ・自治体からの申告特例通知書が送られてくるのが遅い所があり、登録が申告開始直前までずれ込んだ・ワンストップ特例受けたのに普通に確定申告に来たり、また申告時に特例分の証明書を持ってこなかったりしたケースが数件あった
- 4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

- 5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。
- ・北海道の小さな自治体宛にふるさと納税をした人が複数人居るなど、一定の意図した効果は見込めるものの、特産物等実入りの良い自治体への寄付が目立つ
- ・当町では寄付による収入に対し減税による歳入減が多い

都道府県名 徳島県 市区町村名 藍住町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
- ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
区分			控除額(円)	左	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分						
	人数(人)	寄附金額 (円)		人数(人)	寄附金額(円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
市町村民税	194	18, 782, 000	7, 911, 430	76	3, 257, 500	1, 835, 505	305, 044				
道府県民税	194	18, 782, 000	5, 274, 324	76	3, 257, 500	1, 223, 694	203, 373				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附。 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第 314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金 に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	23	1, 262, 498	71, 550	24	1, 301, 250	29, 676	
道府県民税	23	1, 262, 498	47, 700	24	1, 301, 250	26, 104	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			左の	为訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に対す る寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	9	2, 873, 957	681, 303	8	2, 472, 957	7	239, 600	3	161, 400
道府県民税	9	2, 873, 957	459, 003	8	2, 472, 957	7	239, 600	3	161, 400

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	250	24, 219, 705	8, 693, 959				
道府県民税	250	24, 219, 705	5, 807, 131				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

218 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、	平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記
入してください。	

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 徳島県 市区町村名 板野町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(田)旦/		左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分						
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	40	3, 429, 500	1, 334, 661	17	476, 000	263, 409	33, 417				
	道府県民税	40	3, 429, 500	889, 784	17	476, 000	175, 612	22, 281				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	5	45, 400	2, 172	2	30, 000	1, 560	
道府県民税	5	45, 400	1, 448	2	30, 000	1, 040	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの	左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	5	148, 700	40, 732	3	70, 000	4	23, 200	3	55, 500
道府県民税	5	148, 700	27, 156	3	70, 000	4	23, 200	3	55, 500

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	52	3, 653, 600	1, 379, 125					
道府県民税	52	3, 653, 600	919, 428					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

30 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

申告特例通知書が提出されているのにもかかわらず、確定申告をする人がいた。 申告不要なことの周知をもっとするべき

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 徳島県 市区町村名 上板町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
区分							ップ特例制度適用分				
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
市町村民税	35	4, 789, 000	1, 881, 271	35	4, 789, 000	1, 881, 271	300, 610				
道府県民税	35	4, 789, 000	1, 254, 188	35	4, 789, 000	1, 254, 188	200, 410				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	3	550, 000	32, 640	2	120, 000	6, 960	
道府県民税	3	550, 000	21, 760	2	120, 000	4, 640	

	3つのうちいずれか2以上に該当するもの				左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税											
道府県民税											

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	40	5, 459, 000	1, 920, 871					
道府県民税	40	5, 459, 000	1, 280, 588					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

10 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例を使っているのに、確定申告もしている人が何名かいた。 まだこの制度が浸透していないように思われる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

自分の世帯が、いくら寄付すると一番有利か?を聞いてくる質問が一番多かった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

まだ、情報の捉えかたにより、自治体の商戦的な要素がある。そのため特典とすべき物産がない自治体の住民が他の自治体に寄付してしまうリスクが高い。ふるさと納税はあくまで寄付行為ということをもっと周知するべきとおもいます。

都道府県名 徳島県 市区町村名 つるぎ町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第3	37条の2第1項第1 (都道所	1号又は第314条。 5県、市町村、特			全に係るもの
区分							ップ特例制度適用分
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	15	1, 006, 000	465, 738	5	210, 000	119, 393	9, 034
道府県民税	15	1, 006, 000	310, 495	5	210, 000	79, 597	6, 024

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	1	30, 000	1, 680	4	2, 155, 000	62, 674	
道府県民税	1	30, 000	1, 120	4	2, 155, 000	41, 783	

	3つのうちい	ずれか2以上に	亥当するもの		左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		**		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	20	3, 191, 000	530, 092					
道府県民税	20	3, 191, 000	353, 398					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

14 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 徳島県 市区町村名 東みよし町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第3	37条の2第1項第1 (都道所	 号又は第314条の 号県、市町村、特			さに係るもの
	区分			(117.27)				ップ特例制度適用分
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
	市町村民税	22	1, 070, 000	341, 092	7	195, 000	6, 650	1, 900
	道府県民税	22	1, 070, 000	227, 398	7	195, 000	4, 434	1, 300

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	8	1, 940, 000	115, 140	8	545, 700	165, 096	
道府県民税	8	1, 940, 000	76, 960	8	545, 700	110, 024	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
							の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数(人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	合計		
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	38	3, 555, 700	621, 328
道府県民税	38	3, 555, 700	414, 382

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3.	ふるさと納税ワンストップ特例制度について、	平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について
記入	、してください。	

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。